（指定を受けたものとみなす特定装置）

第五条　法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特定装置の種類	規則番号
一～一の七　（略）	（略）
一の八　第二条第一号の八のペダル踏み間違い時加速抑制装置	第百七十五号改訂版
二～三の六　（略）	（略）
三の七　第二条第三号の七のかじ取装置	第七十九号第四改訂版 第百七十一号改訂版
三の八　第二条第三号の八の緊急車線維持装置	第百七十八号
三の九・三の十　（略）	（略）
四～十一の七　（略）	（略）
十二　第二条第十二号の座席	第十七号第十二改訂版
十三　第二条第十二号の二の座席及び頭部後傾抑止装置	
十三の二・十三の三　（略）	（略）
十三の四　第二条第十三号の三の座席ベルト	第十六号第十改訂版 第百七十三号改訂版 第百七十四号改訂版
十四～十五の二　（略）	（略）
十五の三　第二条第十七号の騒音防止装置	第四十一号第六改訂版 第五十一号第三改訂版
十五の四～四十二　（略）	（略）

2・3　（略）

（指定を受けたものとみなす特定装置）

第五条　法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特定装置の種類	規則番号
一～一の七　（略）	（略）
一の八　第二条第一号の八のペダル踏み間違い時加速抑制装置	第百七十五号
二～三の六　（略）	（略）
三の七　第二条第三号の七のかじ取装置	第七十九号第四改訂版 第百七十一号改訂版
三の八・三の九　（略）	（略）
四～十一の七　（略）	（略）
十二　第二条第十二号の座席	第十七号第十一改訂版
十三　第二条第十二号の二の座席及び頭部後傾抑止装置	
十三の二・十三の三　（略）	（略）
十三の四　第二条第十三号の三の座席ベルト	第十六号第十改訂版 第百七十三号 第百七十四号
十四～十五の二　（略）	（略）
十五の三　第二条第十七号の騒音防止装置	第四十一号第五改訂版 第五十一号第三改訂版
十五の四～四十二　（略）	（略）

2・3　（略）